

(証券コード 5445)
平成23年6月7日

株 主 各 位

栃木県小山市横倉新田520番地
東京鐵鋼株式会社
代表取締役社長 吉原 每文

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成23年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成23年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 栃木県小山市横倉新田520番地
当社本社工場4階会場 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第83期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監
査結果報告の件
2. 第83期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報
告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokyotekko.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、前半は輸出主導により緩やかな景気回復が続いたものの、夏以降、円高の進行、景気対策効果の終了などにより景気の減速傾向が明らかになり、加えて、3月の東日本大震災の発生により、極めて厳しい環境となりました。

当社の属する電炉小棒業界におきましては、建設需要は底を打ったものの、回復は緩慢なものにとどまり、製品市況は低迷が続きました。一方で主原料である鉄スクラップ価格は海外からの需要の高まりや資源インフレの影響を受け上昇基調となったことから、経営環境は厳しいものとなりました。

このような中で当社はネジテツコン及び関連商品の拡販に注力するとともに、鉄スクラップ価格に見合った製品価格の実現、コストダウンへの取組を進めてまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、販売数量は増加したものの製品価格の低下により連結売上高は438億4千5百万円（前期実績443億6千6百万円）と前期を下回りました。

また、利益につきましても、鉄スクラップ価格の上昇により製品価格との値差が縮少し、連結営業利益は13億1千2百万円（前期実績52億5千6百万円）、連結経常利益は10億7千6百万円（前期実績47億4千5百万円）、連結当期純利益は4億3千6百万円（前期実績24億6千9百万円）と、いずれも前期を下回りました。

なお、3月に発生した東日本大震災による被災に伴い、特別損失を3億9千万円計上致しました。

事業の部門別売上高

事業別	前年度	当年度
鉄鋼事業	43,578 百万円	42,928 百万円
その他	788	917
合計	44,366	43,845

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は、棒鋼の品質向上および生産設備の維持補修を目的として、8億7千1百万円の投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金につきましては、自己資金により充当しました。

(4) 対処すべき課題

当社は単なる素材提供メーカーに止まることなく、エンジニアリング力を高め、高付加価値品を提供することで、他社との差別化を進め、事業基盤の強化を図る経営戦略を進めています。そのためにネジテツコンの生産と継手など周辺製品の開発、及び提案営業に経営資源を重点的に投入しております。ここ数年で見ても、設備では本社工場で品質と生産性の向上を目的とし、連続鑄造設備の改善、加熱炉の更新、圧延スタンドの増設を行うとともに、販売面でも福岡営業所、横浜営業所、西日本物流センターを開設するなど、北から南まで全国をネットする営業網の整備を進めております。

また、東北地区における環境リサイクル事業では、電気炉を頂点として、シュレッダー、炭化炉など一連の処理設備を備えており、廃自動車、廃家電処理に加えて、廃プラなど処理品目の拡大に積極的に取り組み、新たな資源リサイクルの事業化を進めております。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年3月期 第80期	平成21年3月期 第81期	平成22年3月期 第82期	平成23年3月期 第83期
売上高 (百万円)	66,459	70,199	44,366	43,845
経常利益 (百万円)	5,425	6,388	4,745	1,076
当期純利益 (百万円)	2,986	3,437	2,469	436
1株当たり当期純利益 (円)	67.84	78.05	55.96	9.75
総資産 (百万円)	54,487	58,889	48,373	45,961
純資産 (百万円)	23,658	26,471	28,278	28,280

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

	会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
1	東 北 東 京 鐵 鋼 株 式 会 社	百万円 275	% 84	産業廃棄物処理事業
2	ト ー テ ツ 興 運 株 式 会 社	50	21	貨物運搬、燃料の仕入販売、損害保険代理店業
3	ト ー テ ツ 産 業 株 式 会 社	50	36	棒鋼加工品の製造販売
4	東 京 鐵 鋼 土 木 株 式 会 社	100	65	棒鋼および棒鋼加工品等の販売
5	ト ー テ ツ メ ン テ ナ ンス 株 式 会 社	20	20	人材派遣および設備等のメンテナンス
6	株 式 会 社 関 東 メ タ ル	80	30	原材料の集荷・販売

(注) 前連結会計年度において連結子会社であった株式会社東北環境クリーンシステムは、平成22年10月20日に清算終了いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業	内容
鉄鋼事業	棒鋼・棒鋼加工品・機械式継手の製造販売、産業廃棄物の処理
その他	貨物運送・設備等のメンテナンス・人材派遣

(8) 主要な営業所および工場

東京鐵鋼株式会社	東京本社	東京都千代田区
	大阪営業所	大阪府大阪市中央区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
	東北営業所	宮城県仙台市青葉区
	福岡営業所	福岡県福岡市
	横浜営業所	神奈川県横浜市中区
	本社工場	栃木県小山市
	総合加工センター	栃木県小山市
東北東京鐵鋼株式会社	八戸工場	青森県八戸市
	本社・工場	青森県八戸市
	八戸営業所	青森県八戸市
トーテツ興運株式会社	弘前営業所	青森県南津軽郡田舎館村
	本社	栃木県小山市
トーテツ産業株式会社	八戸営業所	青森県八戸市
	本社・工場	栃木県小山市
東京鐵鋼土木株式会社	栗宮事業所	栃木県小山市
	本社	東京都千代田区
トーテツメンテナンス株式会社	本社	栃木県小山市
株式会社関東メタル	本社	茨城県猿島郡境町

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
539 名	43 名減

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	百万円 3,463
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,055
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	964

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 46,699,618株 (自己株式126,910株を除く)
- (2) 株 主 数 5,478名
- (3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	4,600,000	9.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,207,000	6.87
資産管理サービス信託銀行株式会社(合同製鐵口)	2,300,000	4.93
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,262,000	4.84
ト ー テ ツ 興 運 株 式 会 社	1,992,610	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,378,000	2.95
朝 日 工 業 株 式 会 社	930,000	1.99
MORGAN STANLEY&CO. INTERNATIONAL PLC	529,000	1.13
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	468,000	1.00
角 田 洋 子	467,000	1.00

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式(自己株式126,910株を除く)の総数に対する割合であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉原 毎文	取締役社長（代表取締役）	財団法人吉原育英会理事長
形田 猛	取締役副社長（代表取締役）	東北デーパー・スチール株式会社代表取締役社長 東京デーパー・スチール株式会社代表取締役副社長
押見 政勝	取締役（副社長補佐兼最高リスク管理責任者（CRO））	
阿見 均	取締役（開発、グローバルプロジェクト担当）	
鶴見 長晴	取締役（生産担当）	株式会社関東メタル代表取締役会長
太田 高嗣	取締役（総合企画、総務・経理担当、総務・経理部長）	
櫻井 憲一	取締役	東北東京鐵鋼株式会社代表取締役社長
松本 好	取締役（ネジ加工品事業部長）	
須田 泰夫	取締役（本社棒鋼事業部長）	
深田 恭司	常勤監査役	
土手内 隆次	監査役	
岡崎 功	監査役	ダイニック株式会社非常勤監査役
森本 紘章	監査役	森本紘章法律事務所所長

(注) 監査役岡崎功氏および森本紘章氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人員	支給額	摘要
取締役	9名	263,863千円	
監査役	4名	37,129千円	(うち社外監査役2名分) 8,552千円
合計	13名	300,992千円	

(注) 1. 支給額には、事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した金額を含めております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 - ・ 社外監査役岡崎 功氏の兼職先であるダイニツク株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。
 - ・ 社外監査役森本紘章氏の兼職先である森本紘章法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
- ② 当該事業年度における主な活動状況
 - ・ 社外監査役 岡 崎 功氏
当該事業年度に開催した取締役会19回中18回に、監査役会12回中12回に出席し、適宜質問し意見を述べています。
 - ・ 社外監査役 森 本 紘 章氏
当該事業年度に開催した取締役会19回中17回に、監査役会12回中12回に出席し、適宜質問し意見を述べています。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- ④ 社外監査役
独立役員として、指定しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
35百万円（消費税等別）
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
35百万円（消費税等別）

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の合意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制基本方針は、以下のとおりです。

(内部統制基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員・社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する。
委員会の活動状況については、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制を整備し、社内規程に基づき運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い、保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 品質、環境、安全、生産設備の4つの領域を当社における重要なリスクとして認識し、中央品質保証委員会、中央環境管理委員会、中央安全衛生管理委員会及び中央生産設備管理委員会を設置し、これらを統轄する責任者として取締役から選出した最高リスク管理責任者を置く。
 - (2) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、最高リスク管理責任者は速やかに取締役会、監査役会に報告する。
 - (3) 緊急時における情報の伝達ルート及び対応組織を定め、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役、社員が全社的な目標を共有すると共に、具体化された部門目標の達成に向けて効率よく業務が執行されるよう、総合予算制度を運用する。
目標達成の進捗状況については、毎月開催する定時の取締役会でチェックする。
 - (2) 取締役会での意思決定を効率的に行うため、重要事項については事前に経営会議において審議する。
 - (3) 取締役の業務執行に当たっては、役員執務規則に従うものとする。
5. 当社並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、財務報告の信頼性を確保する。
 - (2) グループ会社の経営管理を担当する部門が、グループ各社の経営を指導、管理するとともに、定期的にグループ会社営業報告会を開催し、グループ各社の業務運営状況をチェックする。
 - (3) グループ各社の重要な業務に関する事項については、当社取締役会で審議の上、承認する。
 - (4) 当社内部監査担当部門は、定期的にグループ各社の業務が適正に執行されているかを監査し、結果を当社の役付役員及び監査役会に報告する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役会がその職務の補助を必要とする場合には、内部監査担当者が監査業務を補助するものとする。
 - (2) 内部監査担当者の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役または使用人は監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況及び内容を速やかに報告する。
 - (2) 監査役会は、代表取締役、監査法人、内部監査担当部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式会社の支配に関する基本方針は、以下のとおりです。

1. 基本方針の内容
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。
もとより、当社は、上場企業として株式を市場での自由な取引に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、当社株券等の大規模買付行為の中には、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、このような当社株券等の大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値向上への取り組みで重要なことは、ネジテツコン生産と継手など周辺商品の開発、及び提案営業に経営資源を重点的に投入し、これまで以上に他社との差別化を進めていくことにあり、人材育成、体制整備などを積極的に進めてまいります。

また、設備面では本社工場にビレットの広角化、加熱炉の更新、圧延スタンドの増設などの設備投資を実施しております。これにより品質、生産性の向上が図られ、ネジテツコンの拡販に向けての生産体制が整備されました。人材面でも若手従業員を登用し、高強度棒鋼製造のノウハウ継承を着実に進めてまいります。さらに、変化の激しい時代にスピード感をもって事業を展開していくためには、他社との提携も積極的に進めていく必要があると考えております。現在、拓南製鐵株式会社と提携しネジテツコンのOEM生産を行っていますが、今後も海外を含め様々な形での提携を検討していきたいと考えております。

環境リサイクル事業では、一連の処理設備を活用して廃自動車、廃家電処理を行っていますが、処理品目の拡大や、一般廃棄物への取り組みなどにより、国土の環境保全に寄与する独自技術を更に進化させ、新たな資源リサイクルの事業化を進めたいと考えております。

さらに、一層の企業価値の向上を図るためにはコーポレートガバナンスの向上が欠かせません。経営体制の効率化、迅速化と透明性、安定性などを図るため平成19年に執行役員制度を導入し、業務監督と業務執行の役割分担を行いました。また、グループ会社も将来性の低い事業の整理、類似会社の合併、人材の適正配置など構造改革を進めております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月22日開催の当社取締役会において、1. で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応策」（以下「本対応策」といいます。）の導入を決議いたしました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールを大規模買付者に求める一方で、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされる場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社取締役会宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する大規模買付情報リストに基づき株主の皆様への判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（いずれの場合も最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめ開示します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策を適正に運用し、当社取締役会の決定の合理性・公正性を確保するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する当社取締役会に勧告等を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告等を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがありますものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当てを中止することがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応策の有効期限は、平成20年6月26日開催の定時株主総会においてその導入が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本対応策の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応策の変更を行うことがあります。

4. 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

2.に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、2.に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、3.に記載した本対応策も、3.に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができることとされていること、本対応策の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(百万円未満切捨て)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流動資産	15,698	流動負債	9,760
現金及び預金	3,162	支払手形及び買掛金	3,817
受取手形及び売掛金	4,075	短期借入金	1,500
商品及び製品	5,002	1年内償還予定の社債	560
原材料及び貯蔵品	1,747	1年内返済予定の長期借入金	2,030
繰延税金資産	645	リース債	25
その他	1,067	未払法人税等	95
貸倒引当金	△ 1	賞与引当金	296
固定資産	30,262	役員賞与引当金	20
有形固定資産	28,174	災害損失引当金	51
建物及び構築物	5,297	その他	1,364
機械装置及び運搬具	11,244	固定負債	7,921
土地	10,849	社債	1,980
リース資産	50	長期借入金	2,131
建設仮勘定	179	リース債	64
その他	553	退職給付引当金	2,188
無形固定資産	147	環境対策引当金	368
投資その他の資産	1,940	資産除去債	29
投資有価証券	961	負債のれ	19
繰延税金資産	821	再評価に係る繰延税金負債	704
その他	180	その他	434
貸倒引当金	△ 22	負債合計	17,681
資産合計	45,961	純資産の部	
		株主資本	27,076
		資本金	5,839
		資本剰余金	1,739
		利益剰余金	20,234
		自己株式	△ 738
		その他の包括利益累計額	1,156
		その他有価証券評価差額金	153
		土地再評価差額金	1,002
		少数株主持分	47
		純資産合計	28,280
		負債及び純資産合計	45,961

連結損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(百万円未満切捨て)

		百万円	百万円
売上	高価		43,845
原価	益		36,891
売上総利益	益		6,954
販売費及び一般管理費	益		5,642
営業外収益	益		1,312
受取配当金	息金額	1	
受取配当金	引却	22	
負債仕入れ	割	11	
雑収入	引	71	
営業外費用	入	109	216
支払利息	用	245	
売却利益	割	143	
経常利益	の	63	452
特別損益	利		1,076
前固定資産の増減	益	36	
前固定資産の増減	修正	4	
前固定資産の増減	却	5	47
前固定資産の増減	却	0	
前固定資産の増減	却	103	
前固定資産の増減	却	43	
前固定資産の増減	却	1	
前固定資産の増減	却	390	
前固定資産の増減	却	4	543
税金等調整前当期純利益	益		580
法人税、住民税及び事業税	額	196	
法人税等調整額		△ 57	139
少数株主損益調整前当期純利益	益		440
少数株主純利	益		4
当期純利	益		436

連結株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(百万円未満切捨て)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日残高	百万円 5,839	百万円 1,739	百万円 20,654	百万円 △ 736	百万円 27,497
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 357		△ 357
当期純利益			436		436
自己株式の取得				△ 1	△ 1
土地再評価 差額金の取崩			△ 498		△ 498
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 419	△ 1	△ 421
平成23年3月31日残高	5,839	1,739	20,234	△ 738	27,076

(百万円未満切捨て)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日残高	百万円 233	百万円 504	百万円 737	百万円 43	百万円 28,278
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 357
当期純利益					436
自己株式の取得					△ 1
土地再評価 差額金の取崩					△ 498
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 79	498	418	4	422
連結会計年度中の変動額合計	△ 79	498	418	4	1
平成23年3月31日残高	153	1,002	1,156	47	28,280

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	東北東京鐵鋼(株) トーテツメンテナンス(株) トーテツ興運(株) トーテツ建材(株) トーテツ産業(株) (株)関東メタル 東京鐵鋼土木(株)

子会社はすべて連結しております。

なお、前連結会計年度末において連結子会社であった(株)東北環境クリーンシステムは当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

東京デーバー・スチール(株)
東北デーバー・スチール(株)

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法…主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法及び定額法（なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。）

また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上方法

①貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、前年の支給実績を基礎とした支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度で一括費用処理しております。

⑤環境対策引当金

保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積ることができる見込額を引当計上しております。

⑥災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しております。

③ヘッジ会計の方法

(Ⅰ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(Ⅱ)ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の支払利息

(Ⅲ)ヘッジ方針

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、実需に基づくものに限定し、投機目的の取引は行っておりません。

(Ⅳ)ヘッジ有効性評価の方法

全て、特例処理を採用している金利スワップ取引であるため、有効性の評価を省略しております。

5. 会計方針の変更

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ4百万円減少し、税金等調整前当期純利益は8百万円減少しております。

6. 表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

7. 追加情報

「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成22年法務省令第33号 平成22年9月30日）による改正後の会社計算規則に基づいて、当連結会計年度では連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書において、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の科目に変更しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	4,699百万円
機械装置及び運搬具	11,035百万円
土地	10,131百万円
合計	25,867百万円

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	1,425百万円
長期借入金	1,270百万円
1年内償還予定の社債	560百万円
社債	1,980百万円
合計	5,235百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 44,612百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 1,367百万円

4. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価による方法によっております。

・再評価を行った年月日

平成13年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額

△2,348百万円

5. コミットメントライン設定契約

当社は、資金調達の安定性と機動性を高めるため取引銀行9行とコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	1,500百万円
差引額	8,500百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式46,826,528株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	280百万円	6円	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額11百万円を含んでおります。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	93百万円	2円	平成22年9月30日	平成22年12月6日

(注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額3百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	140百万円	3円	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額5百万円を含んでおります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 631円49銭
1株当たり当期純利益 9円75銭

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達には銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することでリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は主に設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	3,162	3,162	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,075	4,075	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	926	926	—
(4) 支払手形及び買掛金	(3,817)	(3,817)	—
(5) 短期借入金	(1,500)	(1,500)	—
(6) 社債	(2,540)	(2,543)	3
(7) 長期借入金	(4,162)	(4,197)	35
(8) デリバティブ取引	—	—	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 社債
社債の時価については、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、社債には1年内償還予定も含めております。
- (7) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記 (8) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定も含めております。
- (8) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記 (7) 参照）。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額35百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月13日

東京鐵鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 若原文安 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 羽津隆弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新村久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京鐵鋼株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(百万円未満切捨て)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,667	流 動 負 債	11,551
現金及び預金	726	支払手形	1,284
受取手形	13	買掛金	2,459
売掛金	3,680	短期借入金	3,800
製成品	4,323	1年内償還予定の社債	560
商品	653	1年内返済予定の長期借入金	1,844
原材料	1,214	リース債	18
貯蔵品	435	未払費用	690
前払費用	74	未賞与	250
繰延税金資産	539	役員賞与引当金	206
未収入金	1,006	災害損失引当金	20
その他当金	0	設備関係支払手形	46
貸倒引当金	△ 0	その他	27
固 定 資 産	29,539	固 定 負 債	7,182
有形固定資産	26,346	社債	1,980
建物	4,062	長期借入金	1,448
構築物	438	リース負債	49
機械及び装置	10,741	長期未払金	434
車両及び運搬具	13	退職給付引当金	2,159
工具器具及び備品	537	環境対策引当金	368
土地	10,354	資産除去税負債	29
建物	39	その他	704
建設仮勘定	158	その他	7
無形固定資産	135	負債合計	18,734
ソフトウエア	89	純 資 産 の 部	
その他	45	株 主 資 本	22,315
投資その他の資産	3,058	資本	5,839
投資有価証券	926	資本剰余金	547
関係会社株	1,183	資本準備金	547
出資金	7	利益剰余金	15,986
繰延税金資産	809	利益準備金	247
その他	153	その他利益剰余金	15,739
貸倒引当金	△ 22	繰越利益剰余金	15,739
資産合計	42,206	自己株式	△ 58
		評価・換算差額等	1,157
		その他有価証券評価差額金	154
		土地再評価差額金	1,002
		純 資 産 合 計	23,472
		負債及び純資産合計	42,206

損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(百万円未満切捨て)

		百万円	百万円
売上	上		39,987
販売	上		34,923
営業	費		5,064
	及		4,901
	び		162
	業		
	外		
	取		
	取		
	入		
	外		
	設		
	設		
	常		
	損		
	の		
	損		
	に		
	よ		
	の		
	除		
	損		
	る		
	損		
	純		
	及		
	び		
	事		
	業		
	利		
	費		
	益		
	息		
	金		
	料		
	引		
	入		
	用		
	償		
	費		
	正		
	入		
	益		
	額		
	他		
	損		
	失		
	他		
	益		
	税		
	額		
	益		
	△	124	△
			114

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(百万円未満切捨て)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成22年3月31日残高	百万円 5,839	百万円 547	百万円 547
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成23年3月31日残高	5,839	547	547

(百万円未満切捨て)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
平成22年3月31日残高		百万円 210		百万円 16,533	百万円 16,743
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	37	△ 411	△ 373		△ 373
当期純利益		114	114		114
自己株式の取得				△ 1	△ 1
土地再評価差額金の取崩		△ 498	△ 498		△ 498
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					—
事業年度中の変動額合計	37	△ 794	△ 757	△ 1	△ 758
平成23年3月31日残高	247	15,739	15,986	△ 58	22,315

(百万円未満切捨て)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成22年3月31日残高	百万円 233	百万円 504	百万円 737	百万円 23,811
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 373
当期純利益				114
自己株式の取得				△ 1
土地再評価差額金の取崩				△ 498
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 78	498	419	419
事業年度中の変動額合計	△ 78	498	419	△ 338
平成23年3月31日残高	154	1,002	1,157	23,472

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法
- ② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、原材料、貯蔵品……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建 物……………定額法及び定率法（なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。）

構築物・車両及び運搬具……………定率法

機械及び装置・工具器具及び備品……………定額法及び定率法

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、前年の支給実績を基礎とした支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- (4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 数理計算上の差異については、発生した事業年度で一括費用処理しております。
- (5) 環境対策引当金…………… 保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積ることができる見込額を引当計上しております。
- (6) 災害損失引当金…………… 東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見込額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。
 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。
 ヘッジ手段…金利スワップ
 ヘッジ対象…借入金の支払利息
- ③ ヘッジ方針…………… デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、実需に基づくものに限定し、投機目的の取引は行っておりません。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法… 全て、特例処理を採用している金利スワップ取引であるため、有効性の評価を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理…………… 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 会計方針の変更
- 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。
- これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ4百万円減少し、税引前当期純利益は8百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	
建物及び構築物	4,424百万円
機械装置及び運搬具	10,746百万円
土地	9,898百万円
合 計	25,069百万円
担保に係る債務の金額	
1年内返済予定の長期借入金	1,344百万円
長期借入金	948百万円
1年内償還予定の社債	560百万円
社 債	1,980百万円
合 計	4,832百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	40,146百万円
3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額	333百万円
4. 保証債務	
銀行借入に対する債務保証	
東北東京鐵鋼株	775百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	369百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,856百万円
関係会社に対する長期金銭債務	7百万円
6. 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務	
取締役及び監査役に対する長期金銭債務 (役員退職慰労金打切支給未払分)	434百万円

7. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価による方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成13年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と
再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 2,348$ 百万円

8. コミットメントライン設定契約

当社は、資金調達の安定性と機動性を高めるため取引銀行9行とコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	1,500百万円
差引額	8,500百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	売上高	3,004百万円
	仕入高	7,737百万円
営業取引以外の取引高		185百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数 126,910株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因の内訳

棚卸資産	114百万円
賞与引当金	96百万円
貸倒引当金	9百万円
退職給付引当金	872百万円
役員退職未払金	175百万円
ゴルフ会員権評価損	1百万円
厚生施設会員権評価損	6百万円
投資有価証券評価損	25百万円
投資資産評価損	2百万円
減損損失	641百万円
環境対策引当金	148百万円
資産除去債務	12百万円
税務上の繰越欠損金	377百万円
繰延税金資産小計	2,484百万円
繰延税金負債との相殺	△ 162百万円
評価性引当額	△ 973百万円
繰延税金資産合計	1,348百万円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因の内訳

未収還付事業税	49百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	704百万円
その他有価証券評価差額金	105百万円
資産除去債務に対する除去費用	8百万円
繰延税金負債小計	867百万円
繰延税金資産との相殺	△ 162百万円
繰延税金負債合計	704百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当該事業年度の末日における取得原価相当額	406百万円
2. 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額	325百万円
3. 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額	89百万円

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	502円63銭
2. 1株当たり当期純利益	2円46銭

独立監査人の監査報告書

平成23年5月13日

東京鐵鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 若原文安 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 羽津隆弘 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新村久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月17日

東京鐵鋼株式会社 監査役会

常勤監査役 深 田 恭 司 ㊟

監 査 役 土手内 隆 次 ㊟

社外監査役 岡 崎 功 ㊟

社外監査役 森 本 紘 章 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、財務体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては業績その他を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株当たり金3円、総額140,098,854円
なお、既にお支払いしております中間配当金2円を含めました当期の年間配当金は、1株当たり5円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役深田恭司氏、土手内隆次氏、岡崎功氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	ふか だ きょう じ 深田 恭司 (昭和26年3月21日生)	平成2年7月 当社入社 平成11年1月 総合企画部長 平成14年6月 取締役総合企画部長 平成19年6月 監査役就任(現)	5,000株
2	どてうち りゅう じ 土手内 隆次 (昭和23年8月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成9年7月 トーテツメンテナンス㈱代表取締役社長 平成13年10月 当社総合加工センター所長 平成17年6月 トーテツ興運㈱代表取締役社長 平成19年6月 当社監査役就任(現)	9,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	おが ぎき いきお 岡 崎 功 (昭和15年5月24日生)	平成4年4月 ㈱さくら銀行取締役管理部人事企画部長 平成9年6月 ㈱さくら銀行専務取締役 平成15年6月 ダイニック㈱監査役(現) 平成15年6月 当社監査役就任(現)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡崎功氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は岡崎功氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 岡崎功氏を引き続き社外監査役候補者に選任した理由は、各分野において高い見識を有しており監査機能を発揮していただけることを期待したものです。
4. 岡崎功氏は、平成15年6月に当社社外監査役に就任以来8年間に在任されております。
5. 当社は、定款第38条の規定に基づき岡崎功氏との間で責任限定契約を締結しております。
当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、岡崎功氏が社外監査役職務を行うにあたり善意で且つ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。なお、選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 岡崎功氏は、平成23年6月24日開催予定のダイニック㈱の定時株主総会終結の時をもって、同社の非常勤監査役を退任する予定であります。

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年5月22日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株券等の大規模買付行為（下記Ⅲ. 2において詳細を規定しております。）に関する対応策（以下「旧対応策」といいます。）を決定し、同年6月26日開催の当社第80回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました。この旧対応策は、本総会終結の時をもって有効期間が満了することになります。

旧対応策の有効期間満了に先立ち、当社は、平成23年5月20日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、本総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）として、旧対応策の内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後の対応策を「本対応策」といいます。）といたしました。つきましては、本更新について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もとより、当社は、上場企業として株式を市場での自由な取引に委ねている以上、会社を支配する者のあり方は、株主の皆様判断においてなされるのが原則であり、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、当社株券等の大規模買付行為の中には、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、このような当社株券等の大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

II. 基本方針の実現に資する取り組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社は昭和14年（1939年）に東京都足立区に銑鉄及び鑄鉄の製造を目的に設立されました。昭和44年（1969年）に栃木県小山市に小山工場（現在の本社工場）を建設し、鉄スクラップを主原料とする電炉メーカーとして小型棒鋼の製造を開始しました。以降現在に至るまで、「東京鐵鋼グループは、高度な製造技術力・開発技術力・施工技術力を持ったオンリーワン企業を目指す。」との経営理念のもと、事業を展開してまいりました。

当社の企業価値の源泉は永年培ってきた技術力をもとに、ユーザーである建設業界のニーズに応える製品や鉄筋工事に関するノウハウを総合的に提供するという、エンジニアリング力にあると認識しており、単なる素材提供メーカーに止まることなく、高付加価値品を提供することで、市況に左右されやすい電炉業界の体質から脱却し、安定収益を確保する強固な事業基盤を構築することに繋がると考えております。

このような観点から昭和58年（1983年）に開発されたのが高強度ねじ棒鋼のネジテツコンです。鉄筋コンクリート造の建物は居住性に優れ建築コストも抑えられるというメリットがあるものの、現場作業での品質確保や耐震性の確保のためこれまでは高層化には制約がありましたが、ネジテツコンはこれを解決したものです。同時に開発した機械式継手や定着金物、さらにはこれらを組み合わせて施工を合理化した各種工業化工法ともあわせ、現在では当社の主力製品として、超高層マンションや都市再開発事業に幅広く用いられております。

建設業界のニーズは品質向上、コストダウン、工期短縮を求めますます高度化、多様化しております。これからも技術力を核とする企業風土を大切に、先駆者としての誇りを持ち、鉄筋と鉄筋をつなぐことから、コンクリートと鉄筋、コンクリートとコンクリートをつなぐといった鉄筋工事に関する様々なニーズに積極的に応えてまいり所存です。

当社のもう一つの特徴は提案営業の推進です。商品の開発に止まることなく、顧客毎のニーズを的確に把握し、設計段階でのコンサルティング、現場での技術的なサポートなどの提案活動をきめ細かく行っております。このような取り組みは単なる価格競争を回避するとともに、高度なレベルで顧客満足度を実現することができ、他社との差別化を図る当社の大きな強みといえます。提案営業を支える技術営業部隊が作り上げた顧客との信頼関係は当社の大きな財産であり、引き続きこの維持・発展に努めてまいります。

また、当社は環境リサイクル事業を通じ社会に貢献していくことを経営の大きな柱としています。電炉業はもともと鉄スクラップのリサイクル産業ですが、加えて廃自動車、廃家電製品など産業廃棄物の処理事業を積極的に展開しております。

電気炉を頂点として、シュレッダー、炭化炉など一連の処理設備を備えており、環境に対する関心が高まっている中で、当社の果たす役割はますます重要性が増しているものと考えております。

2. 企業価値向上への取り組み

当社の企業価値向上への取り組みで重要なことは、ネジテツコン生産と顧客ニーズに適合した商品開発、及び提案営業に経営資源を重点的に投入し、エンジニアリング力を強化することにあります。このために、体制整備、人材育成などを積極的に進めてまいります。

設備面では平成20年度までに本社工場にビレットの広角化、加熱炉の更新、圧延スタンドの増設など総額60億円の設備投資を実施しており、これにより品質、生産性の向上が図られ、ネジテツコンの拡販に向けての生産体制が整備されました。

開発体制も強化し、直近では次世代の超高層ビルへの採用が期待される超高強度ねじ棒鋼「USD980ネジテツコン」の開発に成功するなど着実な成果をあげております。販売面でも福岡営業所、横浜営業所、西日本物流センターを開設するなど、北から南まで全国をネットする営業網の整備を進めております。また、人材面でも若手登用を進めるほか、高強度棒鋼の製造ノウハウなどの継承に取り組んでおります。

さらに、変化の激しい時代にスピード感をもって事業を展開していくためには、他社との提携も積極的に行っていく必要があると認識しております。現在、拓南製鐵株式会社と提携しネジテツコンのOEM生産を行っていますが、今後とも海外も含め様々な形での提携を検討していきたいと考えております。

環境リサイクル事業では、一連の処理設備を活用して廃自動車、廃家電処理に加えて、アスベストや廃プラなど処理品目の拡大や、一般廃棄物への取り組みを進めております。これにより、国土の環境保全に寄与する独自技術をさらに進化させ、新たな資源リサイクルの事業化を進めたいと考えております。

さらに、一層の企業価値の向上を図るためにはコーポレートガバナンスの向上が欠かせません。この観点で執行役員制度を導入し、業務監督と業務執行の役割分担を行うとともに、経営体制の効率化、迅速化と透明性、安定性を図っております。グループ会社も将来性の低い事業の整理、人材の適正配置など構造改革を進めております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本更新の目的

本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するための取り組みとして、本更新により導入されるものです。

当社が、独自の商品開発力や高い生産性を維持・向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社に蓄積された技術力・ノウハウ等の流出を防ぎ、これらを継続的に保護・発展させていくこと、生産技術の開発・生産設備の効率化に注力し、高い生産性を維持していくこと、また、当社製品の販売先及び原材料調達先との信頼関係を維持・継続していくこと、さらには環境リサイクル事業も含めた工場設備等が立地する地域社会との円満な信頼関係が、必要不可欠であると考えられます。これらが、当社株券等の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、外部者である買付者からの当社株券等の大規模買付行為の提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等を、株主の皆様が適切に把握し、当該買付者による当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断して頂く必要があります。

以上述べたところから、当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するものと考え、大規模買付行為がなされる場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上述した基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされる場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本更新をして、対抗措置を含めた本対応策を導入することといたしました。

2. 本対応策の対象となる当社株券等の買付行為

本対応策の対象となる当社株券等の大規模買付行為とは、特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）及び当社株券等の保有者が当社の他の株主との間で当該他の株主が当該保有者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該保有者の議決権割合が20%以上となるような行為（以下、このような行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

3. 独立委員会の設置

本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の決定の合理性・公正性を確保するため、当社は、独立委員会を設置することといたしました。

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、当社取締役会が諮問又は照会する対抗措置の発動の当否その他の事項（以下「諮問事項等」といいます。）について、当社の企業価値及び株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告または意見（以下「勧告等」といいます。）を行うものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。

独立委員会規程の概要については、別紙1をご参照下さい。

注1. 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は②特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書並びにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下、特に断りがない限り同じとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、その職務内容に照らし公正・中立な判断が求められることから、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任することといたします。

本更新後における委員は、別紙2に記載のとおりです。

4. 大規模買付ルールの概要

本対応策における大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、以下の内容等を記載した意向表明書（なお、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言（但し、当社取締役会が適切妥当と認める文言であることを要します。）が記載されたものとし、日本語にてご提出いただきます。）を、日本語にてご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称及び住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記(1)に記載の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたします。大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主または出資者、並びに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接または間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、事業内容、役員等の氏名及び略歴、並びに当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法

性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂く場合があります。)

- ③ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠等（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
 - ④ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項及び内容並びに関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑤ 大規模買付行為完了後に意図している当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画・予定を含みます。）
 - ⑥ 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
 - ⑦ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不足していると考えられる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。
- 当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実を、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会は大規模買付情報の提供が完了したと認めた場合には、大規模買付者に対してその旨の通知を行うとともに、大規模買付情報が株主の皆様の判断の為に必要であると認められる場合には、その全部又は一部を公表することといたします。

(3) 当社取締役会における評価・検討

当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間の開始時及び終了時には、それぞれ法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委

員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告等をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、下記5.に記載の対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告等に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために対抗措置を発動する必要があることが明白であること、その他の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は独立委員会へ諮問しその勧告等を最大限尊重の上、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、取締役会または株主総会の決議を経て、対抗措置として新株予約権無償割当て（会社法第277条以降に規定されます。）を実施します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合、大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は独立委員会へ諮問しその勧告等を最大限尊重の上、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るため、取締役会決議又は株主総会決議を経て、例外的に対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することがあります。具体的には、大規模買付行為が、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 株式等を買占め、その株式等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社グル

ープの犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるかあるいは、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式を高値で売り抜ける行為
- ⑤ 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為
- ⑥ 大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後における経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後における当社の少数株主、当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員その他当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適切である場合
- ⑦ 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者、並びに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- ⑧ 中長期的な観点において、当該大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後する場合

(3) 当社取締役会による決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)及び(2)に記載した対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施または不実施その他必要な決議を行うにあたり、独立委員会からの勧告等を最大限尊重いたします。なお、当該決議に際しては、独自に外部専門家の助言を参考にすることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施について株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し新株予約権無償割当ての実施についてお諮りするため、株主総会を開催する場合があります。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその理由並びにその他

適切と認められる情報を、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。なお、大規模買付者は、当社取締役会（新株予約権無償割当ての実施について株主総会に諮る場合には株主総会）が、新株予約権無償割当ての実施または不実施の決議を行い、当社がその決議内容を開示するまでは、大規模買付行為を行うことができないものとします。

具体的な対抗措置としての新株予約権無償割当て（会社法第277条以降に規定されます。）の概要は、別紙3に記載のとおりです。

(4) 新株予約権無償割当ての中止等

当社取締役会又は株主総会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決定し、当該新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後において、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など新株予約権無償割当ての実施が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告等を受けた上で、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、独立委員会の勧告等を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することができるものとします。

反対に、大規模買付行為又はその提案に対して、新株予約権無償割当ての不実施を決定した後、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対して改めて諮問の上、独立委員会の勧告等を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、新株予約権無償割当てを実施することがあります。

このような新株予約権無償割当ての中止等を行う場合は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本対応策の導入手続き、有効期間、廃止及び変更

本対応策は、本総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期間は、本総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

本対応策は、①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、法令・金融商品取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向等を踏まえ、今後、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及

び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

7. 本対応策が株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 新株予約権無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

当該新株予約権無償割当ては、その仕組上、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

新株予約権無償割当ての割当期日（当社取締役会が別途定める一定の日をいいます。以下同じです。）における最終の株主名簿に記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。割当対象株主の皆様は当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、行使期間内に一定の金額の払込みをしていただくこととなります。株主の皆様が払込みその他新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。新株予約権の行使や取得に際しては、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者等ではないこと等を誓約する内容の当社が定める様式による書面の提

出を求めることがございます。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社が新株予約権無償割当ての中止又は株主の皆様へ割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社が対抗措置を講じることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

IV. 本対応策が基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

1. 本対応策が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされる場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様にご与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

2. 本対応策が株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、旧対応策と同様に、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。したがって、本対応策は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障するこ

とを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができるものと考えております。

また、当社は、株主の皆様のご意向を反映するため、本総会において、本更新による本対応策の導入に関する議案をお諮りさせていただきます。さらに、本対応策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会又は株主総会において、本対応策を廃止する決議がなされた場合には、その時点で廃止されることになり、本対応策の導入及び廃止は、株主の皆様のご意向に沿うものとなっております、この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

3. 本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則にしつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、上述のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、また、手続上独立委員会の勧告等を最大限尊重することとすること、また、必要となる場合には株主総会を開催して株主の皆様のご意思を確認すること等、当社取締役会による恣意的な運用を防止するための仕組みが確保されております。また、当社取締役会は単独で本対応策の延長を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであるとと考えております。

以 上

(別紙1)

独立委員会規程の概要

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為に関連して、取締役会から諮問又は照会を受け、これに対し、勧告又は意見を行うものとする。
- (3) 独立委員会の委員（以下「委員」という。）は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、有識者は、会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等又はこれに準ずる者とする。
- (4) 委員の任期は3年とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (5) 独立委員会は、大規模買付行為に関連して当社取締役会から諮問又は照会された事項について検討を行い、その検討結果を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対し、勧告又は意見する。なお、独立委員会の各委員は、勧告等を行うにあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- (6) 独立委員会は、当社取締役会から諮問又は照会された事項について、検討及び勧告等を行うにあたり、以下の事項を行うことができる。
 - ① 検討及び勧告等のために必要となる情報・資料等を当社取締役会に対し求めることができる。
 - ② 当社の費用により、独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。
 - ③ 大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会に対して、大規模買付者への追加的情報提出の請求を指示することができる。
- (7) 独立委員会における決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

独立委員会委員略歴

本更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

神 山 敏 夫 (かみやま としお)

【略歴】

昭和16年11月 生

昭和44年2月 公認会計士登録及び5月に税理士登録

昭和44年2月 神山公認会計士事務所開設

平成8年4月 最高裁判所東京家庭裁判所家事調停委員・参与員 (現在)

平成10年6月 日本公認会計士協会東京会会長

平成19年7月 日本公認会計士協会紛議調停委員会委員 (現在)

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西 込 明 彦 (にしごみ あきひこ)

【略歴】

昭和31年11月 生

昭和59年4月 弁護士登録

平成元年4月 西込法律事務所開設

平成7年4月 日本弁護士連合会代議員

平成15年9月 学校法人東邦大学監事就任 (現在)

平成18年4月 東京弁護士会常議員

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

森 本 紘 章 (もりもと ひろあき)

【略歴】

昭和19年9月 生

昭和54年4月 弁護士登録

昭和61年4月 森本紘章法律事務所開設

平成21年7月 当社社外監査役就任 (現在)

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(別紙3)

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定
 - (1) 新株予約権の内容及び数
新株予約権の内容は下記2.の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。
 - (2) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を割り当てる。
 - (3) 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。
 - (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
 - (3) 新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
 - (4) 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記(6)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、

当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要することとする。

(6) 新株予約権の取得

- ① 大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等新株予約権の行使ができない者以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。
- ② 新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が合理的に認める場合には、当社が別途定める日をもって、すべての新株予約権を無償で取得できる旨を定めることがある。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

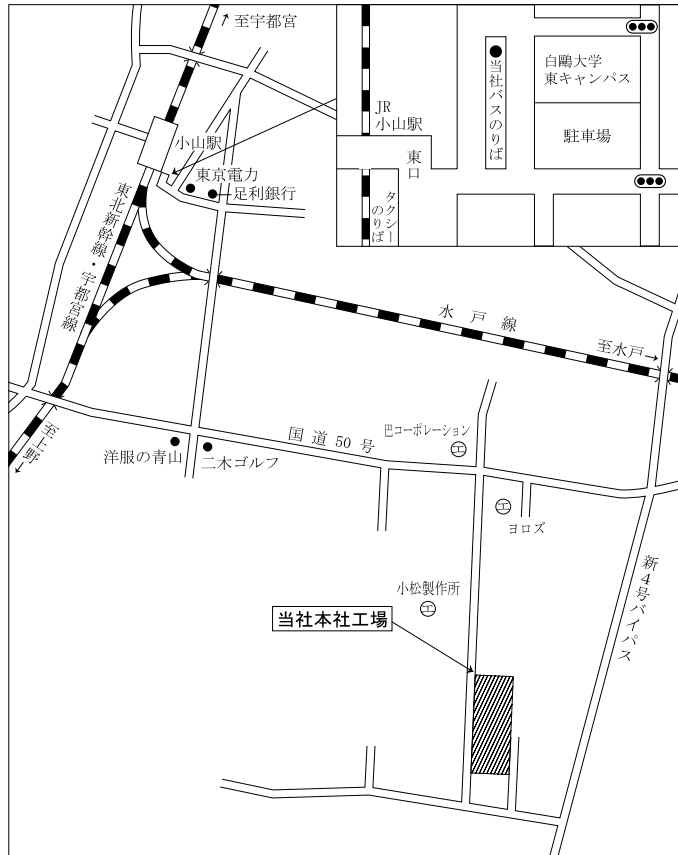
〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

東京鐵鋼株式会社

第83回定時株主總會会場ご案内図

東京鐵鋼株式会社 本社工場 4階会場
栃木県小山市横倉新田520番地
電話 0285 (27) 4411



交通：JR小山駅東口（上図参照）よりタクシー利用 約12分
なお、当日はJR小山駅東口より、専用バスを運行いたします。
(発車時刻午前9時30分)